破産手続廃止

平成２０年（フ）第１６７号
茨城県行方市四鹿1019番地６
破産者　株式会社鹿島アパレル
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３６９号
群馬県高崎市大沢町244番地６
破産者　クレヴァフーズ有限会社
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１１８号
静岡県富士市荒田島１番地の１クレインズビル202号、商業登記簿上の本店前所在地静岡県富士市川成島48番地の１
破産者　株式会社ＯＮＥ’ｓ
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２６９５号
福岡市博多区浦田２丁目５番４号
破産者　有限会社シーエーエヌ
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１０５９号
栃木県那須塩原市上厚崎118―311　エンジェルハイム101号　臼井洋方、住民票上の住所栃木県塩谷郡塩谷町大字上平28番地２
破産者　鈴木　正志
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６０号
栃木県那須塩原市西新町118番地661
破産者　益子　　守
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２４号
栃木県那須郡那須町大字高久乙855番地１
破産者　秋元　久欣
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第４３８号
埼玉県草加市新里町1467番地５
破産者　有限会社センケイフーズ
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
静岡県浜松市南区金折町400番地
破産者　株式会社金原工務店
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1908番地の１、前住所三重県亀山市能褒野町65番地23
破産者　奈良　雅也
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８３０号
和歌山県紀の川市遠方126番地の２
破産者　有限会社スリーエイトファーム
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６３８号
和歌山県紀の川市荒見604番地の89
破産者　有限会社エム・ウェル工業
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第５９７号
愛媛県松山市石手白石甲73番地５
破産者　株式会社エイチエスプランニング
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１７４２号
横浜市保土ケ谷区川島町485番地
破産者　有限会社渡辺プリント
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１号
富山市片掛1973番地
破産者　有限会社大峰商事
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２０号
長野県諏訪市大字四賀3109番地
破産者　有限会社エム設備サービス
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第８７号
三重県名張市蔵持町原出1300番地の２
破産者　三共興産株式会社
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０７号
滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦28番地の20
破産者　有限会社北保
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１０８号
滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦28番地の20
破産者　有限会社エヌ・キープ
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２１２号
奈良県天理市西長柄町680番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県桜井市安倍木材団地１丁目１番地の５
破産者　株式会社エムテック
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８６号
長野県安曇野市穂高有明2184番地132、前住所長野県松本市大字島立1572番地
破産者　百瀬てる子
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部